

役員、評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 木の芽福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人木の芽福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 顧問とは、定款施行細則第22条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び顧問は無報酬とする。

2 但し、監事の監査業務に係るもの、及び理事長の法人運営直接業務に係るものに関しては、別表①の通りの報酬を支払う。

(報酬等の額の決定)

第4条 監事の監査に係る職務執行の報酬は、評議員会において定めるものとする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 監査時の報酬は、監査当日に現金で支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第6条 役員や顧問が理事会、評議員や役員が評議員会、あるいは役員や評議員及び顧問がその他の会議に出席するときは、その費用を弁償する。また、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

理事会、評議員会およびその他法人が必要と認めた会議

1日 3,000円

3 但し、法人職員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は費用弁償しない。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2 第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月17日(定時評議員会での本規程議決日)から施行する。

①上記評議員会第6号議案において、本規程第4条の金額を以下の通り定めた。

【監査業務執行時の監事には、費用弁償とは別に都度1万円の報酬を支給する】

【その年間の報酬総額は合計6万円を限度とする】

②本規程施行日をもって、平成29年2月4日に改定した「役員、評議員、顧問、評議員選任・解任委員費用弁償規程」は廃止する。

この規程は令和1年6月15日(定時評議員会での本規程議決日)から施行する。

第3条第2項の変更、及び別表①の追加

この規程は令和2年7月11日(臨時評議員会での本規程議決日)から施行する。

別表①へ「常勤理事長報酬規定」の追加

この規程は令和5年10月7日(第二回評議員会での本規程議決日)から施行する。

・第2条の(2)削除、以下、番号変更

・第6条の第3項変更：業務執行理事や評議員選任・解任委員事務局員⇒法人職員

別表①

<p>監事 報酬規定</p>	<p>監事の職務執行の内、監査業務に係るものに関しては、その専門性や作業量に鑑み報酬を支給する、</p> <p>①監査業務執行時の監事には、費用弁償とは別に都度 1 万円の報酬を支給する。</p> <p>②その年間の報酬総額は合計 6 万円を限度とする。</p>
<p>非常勤理事長 報酬規定</p>	<p>理事長には、下記事項を根拠として年間 100 万円の報酬を支給する。</p> <p>①基礎金額は監事監査時報酬 1 万円に準拠する。</p> <p>②活動内容は、毎週一回の法人出勤、毎月一回の経営会議参加、毎月一回の加盟団体(木の芽家族会・きょうされん)会議への参加を基本とする。</p> <p>③移動交通費は年間報酬の中に含まれるものとする。</p>
<p>常勤理事長 報酬規定</p>	<p>理事長には、下記事項を根拠として年間 252 万円の報酬を支給する。</p> <p>①基礎金額は監事監査時報酬 1 万円に準拠する。</p> <p>②本規程第 3 条第 2 項の規定にある通り、法人運営直接業務に月平均 21 日間従事するものとする。</p> <p>③交通費等の実費以外の、賞与等は支給しない。</p>